

ランドマーク税理士法人  
生保向け相続対策研修  
4月から相続登記義務化

相続登記に関する制度が変わる。相続関連のノウハウを伝えて生命保険会社の顧客対応力の向上を支援する。

4月から不動産を相続した際に所有者を変更する「相続登記」が義務化される。先行して1月から生前贈与で相続税の課税対象への加算期間が従来の相続発生前3年から7年までに延長された。

ランドマーク税理士法人（東京・千代田）は相続対策の研修サービスを始めた。まずは富国生命保険向けに提供する。2024年は生前贈与や相続

トなどを教育する。まず

は富国生命の首都圏の各営業所で働く職員向けの研修や営業用の資料開発などをする。顧客からの専門の問い合わせ窓口も